

平成 2 4 年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第 2 1 3 回定例会 1 2 月 2 7 日開会

1 2 月 2 7 日閉会

第 2 1 3 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日（木曜日）

出席議員(17名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
4番 谷津 睦夫 君	5番 佐藤 長成 君
6番 馬場 勝彦 君	7番 村上 満 君
8番 管原 研治 君	9番 佐藤 巖 君
10番 庄司 充 君	11番 斎藤 万之丞 君
12番 吉野 敏明 君	13番 我妻 弘国 君
14番 大坂 三男 君	15番 大浪 俊憲 君
16番 大宮 博吉 君	17番 海川 正則 君
18番 佐藤 吉市 君	

欠席議員(1名)

3番 佐藤 正友 君

説明のため出席した者

理事長 風間 康静 君	理事長職務代理者 滝口 茂 君
理事 大友 喜助 君	理事 村上 英人 君
理事 梅津 輝雄 君	理事 伊勢 敏 君
理事 佐藤 英雄 君	理事 小山 修作 君
理事 保科 郷雄 君	助役 岩間 利裕 君
教育長 佐藤 隆夫 君	監査委員 佐藤 長壽郎 君
会計管理者 倉繁 敏行 君	総務課長 佐藤 克也 君
企画財政課長 阿部 和之 君	滞納整理課長 小形 治 君
介護保険課長 佐藤 直之 君	業務課長 加藤 弘一 君
消防長 大松 敏二 君	次長 宍戸 克美 君
管理課長 佐藤 義信 君	消防課長 高橋 昌利 君
教育次長 岡田 定一 君	業務課課長補佐 加藤 雅章 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 正俊 君 書 記 佐藤 貴之 君

議事日程

平成24年12月27日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 第27号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて
- 第 6 第28号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)
第29号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第2号)

午後 0時15分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第 27 号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて

第 28 号議案 平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

第 29 号議案 平成 24 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 2 号）

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

開会に先立ちまして、御紹介いたします。

去る10月28日に白石市長選挙が行われました。その結果、風間康静さんが三度当選され、引き続き、当組合理事に就任されるとともに、11月6日の定例理事会において、引き続き、理事長に御就任されました。

この際、御挨拶をいただきたいと思います。理事長、よろしくお願いします。

〔理事長 風間康静君 登壇〕

○理事長（風間康静君） 皆さん、おはようございます。

ただ今、海川議長のほうから御紹介いただきましたとおり、10月の白石市長選挙において、三度当選を果たさせていただきました。そして、11月の理事会におきまして、満場一致により理事長職を継続することになりました白石の風間でございます。何卒、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

この広域行政におきましては、本当に、事務の共同処理による財政的なメリットの一方で、構成市町という基礎自治体との関連から、広域としての統一的な施策を実施していく難しさを痛感をしているところであります。

いずれにいたしましても、この仙南地域に暮らす住民の方々が安心そして安全に過ごせる地域ということを念頭におきながら、より良き方向に向かって、これからも汗をかいてまいりたいという所存でありますので、皆様方におきましては、これからも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（海川正則君） これより、第213回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、3番佐藤正友君から欠席の届け出があります。

ただ今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番佐藤英雄君、12番吉野敏明君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、理事長からの申し出により、去る12月25日に四者会談が開催され、議長、副議長が出席いたしました。内容につきましては、平成25年度仙南地域広域行政事務組合当初予算特定事業及び（仮称）仙南クリーンセンター整備スケジュールの変更について並びに（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画概要の一部変更について説明がございました。

次に、監査委員から監査の結果報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 本日ここに、第213回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、行政報告といたしまして、初めに職員の懲戒処分についてであります。大河原消防署村田出張所に勤務する男性消防職員が、平成24年9月10日、出勤途上の午前7時50分頃、村田町大字菅生の東北自動車道上り線において、速度超過により自動速度取締装置に写真撮影され、宮城県警察高速隊からの命令により出頭したところ、法定速度80kmのところを時速139kmで走行したため、時速59kmの速度超過により道路交通法違反で検挙され、反則点12点と90日の免許停止の処分を受けたものであります。

これに係る職員の懲戒処分等について、助役を会長とする職員分限懲戒審査会に諮問をし、この審査会の答申を受け、去る11月6日の理事会において、本人については給料の20分の1、2ヶ月間の減給処分と決定したほか、上司である大河原消防署長には文書による厳重注意処分を行い、処分当日に事件の概要、処分内容等について、報道機関に公表したところであります。

今回の違反行為は、他に模範を示すべき公務員であり、かつ、高度の行為規範に従うことが要求される消防職員の立場でありながら、自立心の欠如、認識の甘さに起因した

ものであることに鑑み、直ちに消防長に対し法令遵守の確保について強く命じたところであります。去る7月議会でも道路交通法違反による懲戒処分の事案を御報告したばかりにもかかわらず、再び同様の御報告を申し上げることになってしまい、議員各位及び住民の皆様に対し、理事会を代表して深くお詫びを申し上げますとともに、今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、安全運転管理体制の確立と綱紀粛正及び服務規律の確保に務めてまいります。

次に、白石消防署蔵王出張所の庁舎建設事業についてであります。蔵王町による建設予定地の遺跡調査及び造成、擁壁等の工事が完了したことを受け、庁舎建設工事について、去る10月23日、圏域内に本社を有する20者を指名し、7者の参加により指名競争入札に付したところ、大河原町の株式会社武藤工務店が落札いたしました。積算に著しい誤差があったとの理由により契約締結を辞退したい旨、申し出がなされたところであります。このため、改めて指名停止とした同社を除く19者を指名し、7者の参加により11月28日に入札に付した結果、大河原町の株式会社八重樫工務店が落札し、12月4日付けをもって消費税及び地方消費税を含め1億4,595万円で工事請負契約を締結したところであります。

庁舎の概要であります。川崎出張所と同様、国の森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し、事務所については木造平屋建て、車庫については鉄骨造りで、延べ462平方メートルであります。時期的に見て、年度内の竣工は相当に困難な状況ではありますが、既に現地工事に着手している大河原消防署川崎出張所庁舎建設とあわせ、鋭意取り組んでまいります。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター施設整備に係るスケジュールの変更についてであります。施設整備のスケジュールについては、PFI法に基づき、実施方針を組合のホームページに掲載し公表しているところでありますが、予定では、本年8月頃に国からの交付金事業としての採択を受け、来年1月には特定事業の選定及び公表、入札説明書等の公表により入札公告を行い、参加事業者を募り事業者選定を進めることとしておりました。しかしながら、現段階で予算措置の根拠となる国からの承認がきていないことから、整備スケジュールを見直さざるを得ない状況となり、やむなく供用開始時期を平成28年12月から平成29年4月に変更したものであります。なお、このスケジュールの変更については、去る12月25日に議員全員協議会を開催していただき、御報告を申し上げたところであります。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る事業者選定委員会についてであります。委員会は、去る11月16日及び12月14日に、第2回、第3回の委員会が開催され、組合が求める施設整備や運営、仙南最終処分場の延命化に係る諸要件、これらに関わる技術提案、審査を行うための要求水準書（案）についての検討がなされたところであります。今後は、この要求水準書（案）を公表し、組合側の情報を提供するとともに、広く

参加事業者からの意見を聴取して、参加者側の意欲と競争性を向上させてまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災により沿岸部で発生した被災ごみの処理に関する支援活動についてであります。県内で被害が大きかった沿岸部においては、議員各位御承知のとおり、大量のガレキが発生いたしました。国、県では、これをできるだけ再生するための資源回収のほか、再生できないものは焼却処分する等の取組みを行い、一日も早い復旧復興を目指して、未だ大量に残存するガレキの処理を継続して実施しているところであります。宮城県では、県内はもとより各都道府県を通じて県外市町村に対してもこのガレキ処理を依頼しておりますが、焼却後の焼却灰の処理に苦慮している状況であります。そのため県においても、県下の最終処分場を有する自治体に対し、この焼却灰の受入れについて協力を要請し、既に石巻市、宮城東部衛生処理組合の最終処分場では受入れを開始し、また、栗原市、大崎市、黒川地域行政事務組合等も来年からの受入れについて検討がなされているところであります。

当組合におきましても、去る12月11日に仙南最終処分場の地元代表者で構成する安全対策委員会において検討いただいた結果、沿岸部の復興のため協力すべきであるとの判断をいただき、承諾を得たところであります。県から要請されている沿岸部の焼却灰の予定受入量は、組合の埋立て1年分に相当する約8,000立方メートルで、搬入期間は約6ヶ月の見込みとなっております。また搬入する焼却灰については、放射能対策を講じて、国が定めた基準値である8,000ベクレル以下に限ることとし、さらに搬入する車両についても1台ごとに放射線量を測定し、安全であることが確認できたものだけを搬入できる条件とするものであります。この焼却灰の受入れに伴う最終処分場の処理経費に対しては、国により財政的な支援が行われる予定となっております。

今後、組合としては、地元安全対策委員会からの承諾を得たことから、県の要請を受諾し、国、県と協議しながら、早期に受入れを開始したいと考えております。今後とも、県内被災地の復興復旧の一助となるよう協力したいと考えておりますので、議員各位の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御報告を申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、4名であります。

通告順に発言を許します。2番佐藤英雄君、登壇、発言願います。2番。

〔2番 佐藤英雄君 登壇〕

○2番（佐藤英雄君） おはようございます。早速、視聴覚教材の利用促進について質問をいたします。

視聴覚教材センターのあり方について一般質問を行った際、毎年事業評価を行い、その結果を事業に反映させるとともに、教材センターに来るのを待つだけでなく構成市町の公共施設、福祉施設及び各種団体等を対象に直接訪問し、利活用の促進に努力していくとの答弁でございました。

10月の定例議会で23年度の事業評価の報告があり、評価者の意見にも、今後の課題等もあったところでございます。以前、同僚議員からも質問があり、情報化時代になりインターネットで様々な情報が得られることから、視聴覚教材センターの役割が終わっているのではないかという質問に対しまして、16mm映画フィルムや録画教材の利用は少なくなっているがDVDの利用については需要があるので、今後は、DVDの整備をして利用拡大を図っていくとの答弁がございました。

しかし、23年度の視聴覚教材の利用実績を見ますと、DVDの教材の貸出本数では27本減、また、利用者数では3,690名の減となっております。また、その他の教材貸出しにおいても、前年度と比較いたしますとDVD教材同様下回っております。

そこでですが、平成24年度もあと3ヶ月になっております。利用拡大を図るために、これまで、どんな取組みをされてきたのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（海川正則君） 理事長。

○理事長（風間康静君） ただ今の佐藤英雄議員の御質問につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（海川正則君） 教育長。

○教育長（佐藤隆夫君） 皆さん、おはようございます。佐藤英雄議員の御質問にお答えいたします。

平成23年度の視聴覚教材利用実績では、DVD教材その他の教材が貸出本数及び利用者数が前年度と比較して下回っておりますが、本年度視聴覚教材の利用拡大を図るため、これまでどんな取組みをしてきたのかとの御質問でございます。

視聴覚教材の利用拡大を図るための取組みにつきましては、従来から行っておりますインターネットを利用して視聴覚教材の検索、予約等ができる視聴覚教育情報提供システムの運用、教材センターのホームページによる掲載、要覧、センターだより、しおり等の発行による情報提供のほかに、平成22年度からは、地域の各種施設等に直接出向いて行う事業としまして、液晶プロジェクター出前講座を実施しているところであります。この講座は、構成市町の公共施設、福祉施設及び各種団体等を対象にして、本講座を希望する団体等に直接訪問し、液晶プロジェクターの利用法について説明を行い、視聴覚機材とあわせて、教材の利用拡大を図ろうとするものであります。

また本年度からは、新規事業といたしまして現場訪問事業を去る5月14日から21日まで実施したところであります。この事業は、構成市町教育委員会の生涯学習課、公民館

等の職員から、構成市町に1名ずつ、教材センターとの連絡調整、地域に対する視聴覚教材のサービス及び視聴覚教育に関する教育、相談等を任務として視聴覚教育指導員を置いており、その視聴覚教育指導員と共に構成市町の公共施設、福祉施設及び各種団体等を直接訪問し、視聴覚教育事業に関する説明と情報交換を行い、事業への参加及び視聴覚教材、機材の利用拡大を図ろうとするものであります。

その結果、本年度の4月から11月までのDVD教材の利用実績では、前年度同期と比較しますと、利用回数では23回、利用者数では2,929人それぞれ増となっているところがあります。この増につきましては、本年度の新規事業であります現場訪問事業を実施したことによるものと考えているところであります。今後も、視聴覚教材の利用拡大を図るため、従来行っております情報提供事業のほかに各種団体等に直接訪問する2つの事業について、引き続き、実施してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（海川正則君） 2番佐藤英雄君。

○2番（佐藤英雄君） 本当に、本音の答弁でありありがとうございます。

利用回数が減ったから、この事業はなくせというわけにはいかない事業だというのは分かっております。ただ、これからは、もっと事業を集約するべきではないかと思っているんですね。例えば、DVDの貸出しや液晶プロジェクターに絞るとかしていかないと、うまくないのかなと思っております。

有識者の意見においても、何らかの決断が必要だということになっているわけですね。本当にこちらから出向いて、借りてください、利用してくださいって、今までどおりやっていいのかどうか…。プロジェクターにしても、各市や町でも、それなりに1台、2台ぐらいは持ってんじゃないかと思うんですね。

本当にここで、それをやっていいものかどうかということもあるわけですが、それをただ延ばしていくというだけのものなのか、もっと仕組みを変えるということに考えていくべきか、教育長の決断としては、どちらの方向に行きたいか、もう一度、伺いたいと思います。

○議長（海川正則君） 教育長。

○教育長（佐藤隆夫君） ただ今の御質問でございますけれども、まさにその通りでございます。私といたしましても、選択と集中ということで事業を考えているところがあります。

今後の点につきましては、検討をしていく必要があろうかと思っておりますが、一つはですね、やはりこの高度情報社会を迎えまして、次々と新しい機材があるいは教材が入ってくるわけです。これに対応する人材の育成というのが大きな問題でございます。この管内にですね、学校や公共施設のほうでですね、こういう機材を使いたいあるいはこういう研修をしたいとか、そういうニーズがですね、これからもずっと継続されるこ

とが考えられる。それに対しましてですね、予算が限られてございますから、それを集中しまして、やはり先端の情報機器とかその活用、それから利用についてのですね、効果とかそういうことを踏まえまして、事業を進めていく必要があろうかと思っております。

これだけの高度情報社会が進んでいく中でですね、それに対応する人材が管内にいないということは大変な損失でございますので、そういう一番集中した中でですね、最も専門性を持ったそういう集団、あるいはその組織を、この2市7町の広域行政の中でですね、養成していく必要があろうかと思えます。それとともに、管内の地域の活性化ということを考えますと、学校教育、公共施設のみならず、様々な企業、経営体、その中でもですね、やはり、そういうホームページで色々なものを立ち上げるとか、そういうことができる人をしっかりと育成していく必要があろうかと思っております。

確かにですね、プロジェクターはほとんどの公共施設、学校にも入っているということもございますし、そういうものを絞り込んでいくということも、十分これから検討していかなくちゃいけないと思っております。

それから16mmにつきましても、もう機材は発売されてないのでございますね。今、保有の機材とその部品だけ、部品の供給も、もう止まっておりますので、エルモとか何かっていう機材がですね、これが壊れれば、16mmフィルムはどこの市町でも使えない状況になっております。今は、非常に過渡期でございまして、16mmからDVDに移っているということでございますので、そのような形でですね、これから集中と選択ということで事業を展開してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解願います。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 2番佐藤英雄君。

○2番（佐藤英雄君） いずれにいたしましても、この組合は各市町の負担金でやっているわけでございます。教育長は教育長の立場で一生懸命やろうとしているのは分かっておりますから、ぜひ理事者側も、どうしたら一番効率がいいか検討しながら、教育長に示しながらやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（海川正則君） 以上で、2番佐藤英雄君の一般質問を終わります。

次に、8番管原研治君、登壇、発言願います。8番管原研治君。

〔8番 管原研治君 登壇〕

○8番（管原研治君） おはようございます。事前に通告してあります、ごみ有料化に伴う旧指定ごみ袋への対応について質問をいたします。

昨年の3.11震災発生において大幅に実施時期を遅らせていた資源ごみを除くごみの有料化が今年7月より2市7町一斉に導入開始され、その際、各家庭等に保有してある今までの仙南広域指定ごみ袋が無駄になること等への配慮から、組合では10月末日まで

資源ごみに限り、今までの指定ごみ袋の併用を認め収集してきたわけではありますが、その後も地域住民から、旧指定ごみ袋をなぜ引き続き継続併用できないのかという貴重な御意見を多々拝聴しているところであります。

各家庭では、長引くデフレ経済社会の混迷の中にありながらも、仙南地域広域行政事務組合として定める分別ごみ排出のルールを順守するとともに、家計負担への軽減を図るため低価格で販売されている指定ごみ袋を購入し、それぞれに自助努力をしてきたところであり、さらには、それぞれの家庭において分別ごみ排出量の減量化にも努めてきたところでもあります。

しかしながら今日の経済社会、生活環境の背景から、排出ごみの減量化にはおのずと限界があることも事実であり、この度のごみ有料化の実施は、今後、長期にわたって家計への負担増となることは紛れもない事実であります。

このことから、各家庭の経済的負担の軽減を多少なりとも図ることは、広域行政事務組合としての最小限の地域配慮であると思われますので、次の3点についてお伺いをいたします。

- 1 各家庭で保有する限りの旧指定ごみ袋を、資源ごみ専用として期限なく使用することはできないのか。
- 2 旧指定ごみ袋を資源ごみ袋として収集された場合、ごみ処理の際にどのような支障があるのか。
- 3 各商店等が買取りし、在庫となっている旧指定ごみ袋への処理対応はどうしているのか。

以上、地域住民の目線でお伺いをいたします。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） 管原議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

初めに、1点目の各家庭で保有する限りの旧指定ごみ袋を資源ごみ専用として期限なく使用することはできないかという御質問であります。家庭ごみの有料化事業につきましては、平成17年6月の理事会において検討を指示し、衛生事務主管課長等で構成する仙南地域ごみ減量化推進連絡会議において数年にわたり検討を行ってまいりました。この検討結果を受け、平成21年5月の理事会において、実施に向けての方針を決定し、その後、平成22年2月に構成市町から各2名の住民代表によるごみ有料化等検討委員会を組織して6回にわたり実施に向けた検討をいただき、平成22年11月に旧指定ごみ袋を使用できる経過措置期間を4ヶ月とするとの答申を受け、同年12月の理事会において、平成23年10月からの実施と、経過措置期間は4ヶ月間とすることとして最終的に決定し、平成23年2月の議会定例会において提案、議決をいただいたところであります。

その後、同年10月の実施に向けて、構成市町の責任による住民説明会等を開始してい

たところ、東日本大震災が発生し、有料化実施時期を本年7月までの9ヶ月間の延期と、経過措置期間も10月末日までの4ヶ月間としたところであります。この間、構成市町においては住民説明会を継続していたことから、十分な説明期間が確保されたものと考えております。また、組合においては、平成23年8月と平成24年4月発行のエリアマガジンに記事を掲載し、さらに同月に有料化の実施に向けた広報用のチラシを全戸配布する等、周知に努めてきたところであります。

各市町における住民説明会が開催されて以来、1年半以上の期間を要しており、多くの住民の方が経過措置終了に合わせて購入量を調整したり、他の用途に用いたりする等して旧指定袋を使い切る御協力をいただいたものと考えております。

この経過措置につきましては、組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則を改正し、本年10月末日まで袋の種類に関係なく資源ごみ袋として使うことができることとして期限を定めたものであります。この経過措置の規則制定後においても、衛生事務主管課長会議並びに理事会において、2度の再確認を行い、震災による9ヶ月の延期を踏まえても経過措置期間の4ヶ月間については、十分であるとの確認を行い、経過措置期間終了に至っているところであります。

経過措置期間終了後の本年11月に、構成市町において若干の混乱は見られたものの、現時点におきましては、すべての構成市町において新指定ごみ袋で対応しておるところであります。理事会としては、仙南2市7町間の統一したルールとしてこれを決定して実施してきたものであり、再度経過措置を設けることは考えておりません。

2点目の旧指定ごみ袋を資源ごみ袋として集積された場合、ごみ処理の際にどのような支障があるのかとの御質問であります。旧指定ごみ袋を再度資源ごみ袋として集積された場合、圏域住民や収集運搬業者からの広域行政に対する不信感を招くほか、行政間の不信にもつながり、広域行政の組織の根幹や事業運営にも支障を生じさせかねない恐れもあり、また、各市町においても住民間の不信、ごみ集積所での混乱が生じることが予想されます。仙南リサイクルセンターでの処理につきましては、袋そのものは従来からの処理を行っていた袋ではありますが、袋の混雑による分別の不徹底や分別間違いが懸念されることから、異物の混入により選別のラインを停止しなければならなくなったり、回収される資源物の品質が低下する恐れがあります。

3点目の各商店等が買取りし、在庫となっている旧指定ごみ袋への処理対応はどうしているのかとの御質問でございますが、商店等が仕入れ、在庫として所有されている旧指定ごみ袋につきましては、今回の有料指定ごみ袋と異なり、袋の規格を組合で定めた以外は製造業者と販売店の契約等による自由販売により流通しているものであります。有料化の実施にあたっては、共通指定袋販売店の募集案内のお知らせを圏域内約500店舗ほどに送付し、その案内において、経過措置の内容をお知らせしてきたところであります。また製造業者を通じて、経過措置期間終了後は旧指定ごみ袋が使用できなくなる旨、

販売店に周知を図ってきたところであります。さらに、各市町においても説明会等を通して先ほどお答えしたとおり、十分な周知期間をとって説明してきたところであり、特段の対応は考えておりません。

以上です。

○議長（海川正則君） 8番管原研治君。

○8番（管原研治君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただ今の理事長の答弁ですと、ごみ有料化検討委員会でだいぶ内容を検討されて、6回ほど検討されて、4ヶ月ぐらいの猶予期間でよろしいだろうというような判断になって、エリアマガジンとかチラシ等で各地区に周知を図ったと、それで対応は十分であったというような答弁でありました。

しかし現実問題として、各家庭に旧ごみ袋がまだ保有されているというのが事実なのであります。この事実をもうちょっと冷静に直視していかなければならないのではないかと。

それで、そういった袋があるがために、ここにも、先ほどの答弁にもあった、若干の混乱が見られると、これ何をもって混乱なのか私には分かりませんが、その若干の混乱、そういった各家庭にまだ旧ごみ袋が保管されている、保有されていると、そのような背景があるから、こういう問題も出てきたのであろうというふうなことに私は思うところでありますけれども…。

しからば、この4ヶ月間、期限はもう、10月は過ぎているわけですがけれども、これを今後とも期限なく所有する限りにおいて、それをはき出させる。このことで組合に対して本当に、広域行政に対する不信につながるのか、各行政間の不信につながるのか…。私は逆に、そういった住民配慮をなすことによって、住民から、なるほど、広域行政としては住民の側に立った目線で私達の生活にできる限りの負担をかけないような配慮で、10月以降も併用で使えるようにしていただいたという、逆に信頼感が保たれるのではないかというふうに、逆に私はそういうふうに思うんですけども、どうも、ただ今の理事長の答弁、確かにこの2市7町での統一見解として、今答弁をいただいたところでありますけれども、そのへんについて、再度、お伺いをしたいと。

しからば10月で切って、みんな、その旧ごみ袋を保有している住民側にとって、どのようなメリットがあるのか、逆に…。何らメリットはないと思うんです。と同時に、それを保有することによって、この地域、広域の中で効果っていうのが全く…。その期間を10月で切ってしまっ、4ヶ月で切ってしまっ、新しい袋だけにしてくださいということで、強制的に切ってしまっ、その地域効果っていうのは、本当に出るのか、そのへんが、どうも私には今一つ理解ができませんので、再度、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

先ほど来から申し上げてまいりましたとおり、ただの4ヶ月じゃないんですよ。平成17年からずっと行ってきて、やるべきことを決定して、ここまで進んできてること、それと同時に、震災以降に延期をしてるということ、まず、それを御理解いただきたいというふうに思っております。

たぶん各市町でも、それぞれ言われていると思いますが、でもこれを統一をしなければ、不信感を招く以外、何者でもないとは思っております。これでやっと、2市7町の全ての袋が統一されたという、これが一番大きなことであると同時に、ルールに従って2市7町が広域行政としての行いをするということが大切だと、私は思っております。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 8番管原研治君。

○8番（管原研治君） それでは改めて、申し訳ございませんけれども質問いたします。

先ほどの理事長の答弁の中に、衛生事務の主管課長会議、理事会で2度、その内容を確認をしたというような答弁ございました。その内容の確認とは、しからば、何の内容なのか、各市町で、各住民の方々に4ヶ月の…、その今、理事長の再答弁にもありましたけれども、3.11で、その影響で長引いたと、そういう期間も猶予して4ヶ月で、この10月に一切にその使用を認めないことにしたという答弁でもありますけれども、しからば、各市町の住民の方々に、今、旧ごみ袋をどの程度保有されているのかというようになりサーチをされたのか、ここでいう確認とは何をもって、再確認をしたのか、これだけをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

確認事項は、当然、10月からまずやるということ、経過措置の4ヶ月についての確認をしたということであります。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 8番管原研治君、特別、質疑を許します。

○8番（管原研治君） どうも今、10月に予定どおり一斉にその旧袋は、併用は認めないということを確認したという理事長の答弁ですけれども、私がお聞きしたいのは、やはり現実問題として、各家庭にまだ旧袋が所有されているという、そのへんに対する配慮というものは、理事会もしくはこの衛生事務主管課長会議の中で、そういった所への地域住民への配慮はなされなかったのかと…。

4ヶ月は経ったと、10月の施行時期には来たというふうな内容でありますけれども、そこであえて、その地域住民に保有がまだされているというようなことへの配慮もしくはそういうような情報は一切なかったのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） 先ほども申し上げましたが、各市町で住民説明会を行って、何月からもう使えなくなりますよって周知をしているはずであります。その上で、さらに延ばしたということ、それをまず御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（海川正則君） 以上で、8番菅原研治君の一般質問を終わります。

次に、14番大坂三男君、登壇、発言願います。14番大坂三男君。

○14番（大坂三男君） おはようございます。14番大坂三男です。質問通告に従って、質問させていただきます。

仙南広域圏のソフト事業に、ふるさと市町村圏基金の収益金の活用を。

これまで本議会の一般質問で、広域連携で行うことができる事務事業として、観光事業や結婚相談事業等の新たな事業への取組みを図ってはどうかと、事務事業の見直しを求める質問が出された経過がありました。これらの質問に対する理事会の答弁は、本組合は各構成市町の議決を経て設置した組織であり、組合の業務は組合に負託された共同処理事務の遂行であり、新たな事務を共同処理に加えることは、それぞれの市町議会の理解が必要であるとの答弁でありました。

去る10月定例会の佐藤吉市議員の一般質問の際にも、組合規約以外のことであるとのことから、同様の答弁が繰り返されました。理事会としての立場は、現状では当然の答弁内容であるとは理解はいたしますが、今後は、新たな提案に対して、単なる議会での答弁に留まることなく、もう一歩踏み込んで、市町長間でより積極的な協議を行ってもらいたいと思います。

結婚相談事業の1例を言いますと、本年、柴田町の議員で愛媛県の宇和島地区広域事務組合に視察に行き、組合による結婚相談事業及び青年男女交流事業について調査してきました。この組合では、地域の雇用の場の減少による若者の圏外への流出と人口減少や高齢化の進行に危機感を抱いて、単独自治体の枠を越えて広域圏での事業展開の必要性を認識したとのことであります。ふるさと市町村圏基金から生じる果実を財源に結婚相談所の運営、男女交流パーティーの実施、広域広報誌、パンフレット、ホームページによる情報発信事業、観光PR事業を実施しておりました。特に、男女交流パーティーの実施については、圏域内の観光資源を活用し、男女の交流会を多数開催して観光地のPRを兼ねて男女の出会いの場を提供しております。

また、去る10月16日の河北新報に山形県置賜広域行政事務組合で、男女の出会いを目的とした温泉コン、たまコンと言うんですが、を米沢市の小野川温泉で開催されるとの記事が載っておりました。

いずれの組合でも規約上定められておりませんが、ふるさと市町村基金から生ずる果実を財源に、広域活動計画の中で事業の実施をしております。当組合でも、広域活動計画を立て、ジュニア・アクターズをメインに事業を展開していること等を勘案して伺い

ます。

1 問目、規約第 3 条第 7 号で定められている仙南広域圏の振興発展に資する事業の実施に基づき、新たな負担金を求めることなく、ふるさと市町村基金から生ずる財源を活用して、観光資源の PR を兼ねた結婚相談の運営、男女交流パーティーの実施等の計画もあってもいいのではないかと考えますが、いかがか、理事会の見解を伺います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） 大坂議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

組合格約第 3 条第 7 号で定める仙南広域圏の振興発展に資する事業の実施に基づき、新たな負担金を求めることなく、ふるさと市町村基金から生ずる財源を活用して、観光資源の PR を兼ねた結婚相談の運営、男女交流パーティーの実施等の計画もあっているのではないかとこの御質問であります。

大坂議員からは、本年 2 月 29 日の第 209 回議会定例会で、ふるさと市町村基金の果実の今後の有効活用についてと題して、広域観光事業や B 級グルメへの参加等、新たな事業展開についての一般質問がありました。また、平成 23 年 10 月 28 日の第 206 回議会定例会では、丸森町の石井議員から結婚相談事業を広域の共同処理としてはどうかとの一般質問がありました。

ふるさと市町村基金を活用した事業につきましては、組合が平成 3 年度にふるさと市町村圏に選定されたことを受け、2 市 7 町の理解を得た上で規約を定め、ふるさと市町村圏計画に基づく事業として、柱となる 9 項目の事業を決定し、これに沿った広域活動計画を策定し、ソフト事業を展開してまいりました。また、この計画については、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止となったことから、構成市町の広域行政担当課長会議を経て、理事会において基金の取扱い等について協議をした結果、現在運用している市場公募地方債が平成 27 年度に満期となるまでの暫定的な措置として、平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 ヶ年間の中期計画を既に定め、事業に取り組んでいるものであります。

現在は、イとして広域観光事業、ロ地域経済、地場産業等の振興に関する事業、ハ広域的な人材活用事業及び人材育成事業及びニとして仙南広域圏の情報発信事業の 4 項目を柱として、A Z 9 パスポート事業等 5 つのソフト事業に取り組んでおるところであります。本事業については、平成 23 年 3 月の規約変更の際に、同年 2 月 17 日開催の議員全員協議会において御説明し、御理解をいただいたところであります。

これまでの一般質問でも答弁しておりますとおり、新たな共同処理事務に関する御提案については、第一義的には議会を含めた各市町での判断が必要であり、それを踏まえて代表者たる長が 2 市 7 町の市町長会議等を経て、それぞれの市町議会の御理解をいただきながら、同一歩調を取って取り組んでいくことを確認することが必要であります。

ふるさと市町村圏基金の果実を活用した新たなソフト事業の追加についても、基本的な考え方は同じであると思っております。

大坂議員の御提案の観光資源のPRを兼ねた結婚相談の運営、男女交流パーティーの実施等の計画もあってはいいのではないかと御質問でありますが、平成23年10月議会定例会において石井議員にもお答えしたとおり、結婚相談事業関係については各市町ごとにかかなりの温度差があり、組合として取り組むことは難しいと考えております。

以上です。

○議長（海川正則君） 14番大坂三男君。

○14番（大坂三男君） 御答弁、予想していたとおりの、期待通りの答弁でございましたが、実に残念な答弁が、毎度、繰り返されているところですけども、私も3月になりますと、この任期が終わりまして、今度ここに戻れるかどうか分かりませんので…。やはりですね、この議会からの提案について、もう少し前向きに、真剣にちょっと、真面目にですね、取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。毎度同じ答弁をいただくと質問する気もなくなるんですが…。

この結婚相談事業等についてですね、各構成市町によって、色々温度差があるというような答弁、前回もいただきました。ただ、この議会ではですね、本議会では、去年の10月の丸森町の石井議員からも提案がありました。私もこれも2回目、色々、他の議員さんに聞いても、やっぱり広域での取り組みっていうのは必要なんだろうなという御意見が多いようでございますが、その温度差っていうのは、どのような温度差があるのか、各市町間で、理事者間でお話し合いをされたことがあるのかどうかですね、そのへんはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

なおかつ、これを進めたいとした時にですね、新規事業になるのかどうかは分かりませんが、ふるさと市町村圏基金の果実の活用ということについて、何か方法がないのかどうかということについて、理事者間の間でお話し合いをしたことがあったのかどうか、それから温度差っていうものは、どういうふうなものなのかですね、そのへんちょっと、つかんでおれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答えを申し上げます。

まず温度差ですが、本当に各市町によってですね、色んなこと今、計画をしてやっているところがございます。それぞれのところで合コンをやっているところもありますし、大手テレビ局と提携をしながらお見合いパーティーをやっているところもあったりですとか…。それぞれの本当にその部分で、各市町が今、大変な努力をなさっているというふうに思っております。

例えば、それを今度、観光という部分で見た場合ですね、2市7町では大河原振興事務所を中心として観光のPRを統一見解でやっているというのも事実であります。さら

に今度、仙南のDCの部分に関しましては、それぞれ協議会を作って行っている。だから、必ずこの広域ではなくても2市7町で、共同でされるところはされてるっていうのが現実であります。それは、御理解をいただきたいと思います。

また果実におきましては、先ほども申し上げましたとおり、26年にもう一度見直しをかけなければならない時期にまいりますので、その時には検討をしなければならないと思っております。

以上です。

○議長（海川正則君） 14番大坂三男君。

○14番（大坂三男君） かつて私がちょっと耳にはさんだことはですね、果実がたくさん入っていた時期に、広域全体としての事業としてではなくて、各市町にお任せして、ただ広域としては規約ということではないんですが、要綱というか要領みたいなものを示してね、こういう枠内であれば各自治体の自主的な判断とやり方でやっていただいているという形で広域が示して、何年間にわたってですね、その町の独特の考え方で、その要領に沿った形で事業をして、それに広域がその基金の果実分で支援するというようなことをやったこともあるということを聞いておるんですが、そのような形でもやれないかなというようにも考えるんですが、そのへんがいかにか…。

それから次の計画を定める時には、検討する必要もあるかなという御答弁だったんですが、この次の計画については、だいたいいつ頃まで定めなければならないのか、その場合に、例えば、こういう結婚相談事業について実施することを前提に検討する場合にですね、今のこの共同事業に関する今までの答弁に繰り返されてる部分が支障にならないのかどうかですね、そのへんも含めて、どのような考え方を持っておられるのか、伺いたいなというふうに思います。

それから、1例として宇和島地方の広域組合の視察に行ってきたんですが、ほとんど費用をかけない状態でやっているんですね。事務方が、広域のある部門が兼務でちょっとその管理してるだけで、実務面は、臨時のおばさんという失礼なんです、そういう一般の方で、ほとんど費用のかかからない状態で、ただし、その方は非常にアイデア力を持ったり、企画力が優れていてですね、地域のコミュニティー誌とかインターネットとか、そういうものを非常に上手に活用して観光事業に結びつけながら、大きな成果を上げているという事例もありましたんで、そんなに費用もかけずにやる気になればやれるんじゃないかなというふうに思いますんで、それも参考にいただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

先ほど、大坂議員のほうからありましたように果実がいっぱいあった時というような表現されました。現時点の果実でできるのは、先ほど来も申しました23年から27年の5

ヶ年の計画の中間計画を、それをするのでまずは精一杯だろうなというふうに…。

その中で、話合いの中で出てくるのは、まず基金を返してくれという意見もあるということなんです。そうなれば、当然のこと、果実は生まれないというのも現実です。ですから26年度に、それをどうするかというのは、また再度検討しなければならないというのが現状であります。

そしてまた、結婚相談うんぬんですが、先ほど来も申しましてとおり、各市町で、色んな企画をしてやっているのも現実であります。それをここの仙南広域の組合職員がやるというのは、さていかがなものかなというふうには、現状では思っております。そうであれば、各市町で担当を決めるなりして、観光に携わっている者が共同しあってやるというのも一つの方法ではないかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（海川正則君） 以上で、14番大坂三男君の一般質問を終わります。

次に、4番谷津睦夫君、登壇、発言を許します。

○4番（谷津睦夫君） 4番谷津でございます。この度の一般質問においては、2点を通告しております。その前に、風間理事長並びに新たに理事に御就任なされました伊勢町長には、心よりお祝いとお慶びを申し上げたいと思います。引き続き、仙南広域を構成します2市7町の発展のために御尽力を賜りますよう心よりお願いを申し上げたいと思います。

さて、この度の一般質問においては、標題の家庭ごみ有料化導入及び（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画の関連についてであります。これらについては、既に事業がスタート及び進行中の案件ではありますが、現状がどのようなになっているものなのか等の確認も含め伺うものであります。

まず、1番目の家庭ごみ有料化導入についてですが、この件については、仙南広域並びに構成する2市7町において、ごみを減らしリサイクルを進めるために、これまでに様々な取組みを行ってまいりました。この度、新たな取組みとして家庭ごみ有料化導入を実施し、家庭の日常生活から出るごみについて、量に応じて、そのごみ処理費用の一部を負担していただく仕組みとなっております。

それらの経緯としましては、平成23年2月の理事会において10月から有料化の開始決定を行ったものの、東日本大震災への対応や様々な配慮により13ヶ月間の経過措置等を講じながら、本年11月にスタートしたのは御案内のとおりであります。それらの対応には心より感謝を申し上げますが、現場においてはいまだに混乱が生じているのも現実であり残念でならないと考えております。

そこで、この度の質問では以下の3点について質問をし、理事会の所見を伺うものであります。

1点目、現時点において、構成2市7町の取組みはどのようなになっているのか。

2点目、本年10月の理事会で最終確認を行った現行ルールどおりについて、構成2市7町で完結しているものかを伺います。

3点目、新たな経過措置、これは構成自治体ごとの対応も含めて、を考えておられるのか。

以上の件について、これは、角田市議会の議員協議会において強く意見が出されたことからお伺いをするものであります。

大きな2点目でございます。（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画について。

この件については、過去の一般質問において、幾度となく理事長と御論議をさせていただきました。現時点においては、議員全員協議会等において情報の共有が図られるような環境となったことに感謝を申し上げます。

これらの事業は、いよいよ仙南広域で決定をした事業方式による事業者の選定となっていくものと推察をいたしますが、先の議員全員協議会において議員各位より説明不足との指摘も強く出された経緯もあり、改めて当局と議会の共通認識を図るとともに円滑な運営を図るためにも伺うものであります。

1点目、実施計画に基づく今後の工程についてお伺いをいたします。

2点目、事業者へのアンケート及び意見聴取について、どのような意見であったものなのか。また、どのような回答をし、検討事項、変更等があったものかを伺います。

3点目、今後、議会への説明や意見聴取を図ろうとしているのかをお伺いします。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） 谷津議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

初めに、1点目の家庭ごみ有料化導入についての御質問であります。1の現時点において、構成2市7町の取組みはどのようになっているかについてであります。

本年7月の家庭ごみ有料化実施以降も、構成市町の広報誌に組合が作成した原稿に基づいて、共通した内容で記事を掲載し、制度内容の徹底や経過措置終了に向けた情報を提供してまいりました。この結果、旧もやせのごみ袋と旧もやせないごみ袋の使用につきましては、経過措置終了後の早い段階で見受けられなくなっております。

しかしながら、旧指定ごみ袋につきましては、資源ごみの1、2割程度が旧指定ごみ袋で集積所に出される状況となっております。組合としてもこのような状況の早期改善が必要であると判断し、私の指示で各市町に対し、改善が図られない場合には受入れ停止も伴う強い姿勢で臨むこととする旨の通知を行い、徹底を図り、管原議員にもお答えしたとおり、現在は全て新しい資源ごみ袋による排出となっている状況であります。

②の本年10月の理事会で最終確認を行った現行ルールどおり実施について、構成2市7町で完結しているものかとの御質問であります。谷津議員の御質問にありました現

行ルールすなわち経過措置のことと考えますが、平袋型ですね、旧もやせるごみ袋、旧もやせないごみ袋、旧資源ごみ袋については、本年7月から10月末日までの間に限り、資源ごみ袋として使用できることとし、11月1日以降はレジ袋型の新しい資源ごみ袋に切り替えることとしたものであります。この経過措置につきましては、管原議員の御質問の際にもお答えしましたとおり、各市町の状況を踏まえて衛生事務担当者や担当課長、住民の代表者による家庭ごみ有料化等検討委員会における度重なる検討を踏まえて、理事会において仙南2市7町の統一した取組みとして決定されたものであります。経過措置期間終了後においては、市町ごとの対応に若干の混乱もございましたが、現在は各市町ともこのルールに則って徹底した対応をいただいていると考えております。

③の新たな経過措置を考えているかとの御質問であります。管原議員への答弁でもお答えしましたが、組合といたしましては、これまで経過措置期間について繰り返し周知を図ってきており、東日本大震災による延期も勘案すれば13ヶ月間に相当する移行期間となっております。理事会としては、本年11月からの完全実施に向けて、仙南2市7町間の統一したルールとしてこれを決定し、2度にわたり確認を行っており、経過措置期間終了までに完全実施できるよう各市町における住民説明会時等における意見等を踏まえて、各市町において旧指定ごみ袋のボランティア袋としての活用や、期間終了後に集積所に出された旧指定ごみ袋に収集できない旨のステッカーの貼付、旧指定ごみ袋で出されたものについて新しいごみ袋に詰め替える等、各市町の責任で対応してきており、組合としては新たな経過措置を設けることは考えておりません。

大きな2点目の（仮称）仙南クリーンセンター施設整備計画についての御質問であります。初めに①の実施方針に基づく今後の工程についてであります。

まず実施方針につきましては、去る10月15日に組合ホームページにて公表をしたところでありますが、その中で今後のスケジュールを示しておりますが、先ほど行政報告でも御報告いたしました。いまだこの事業に係ります国からの承認内示がきておらない状況であることから、整備スケジュールを変更せざるを得ない状況となっております。今後の整備スケジュールについては、行政報告したとおり発注仕様書となる要求水準書（案）を来年1月に公表し、広く参加する事業者からの意見を聴取し、3月には特定事業の選定、落札者決定基準等の策定を行い、来年の4月に入札公告を行ってまいりたいと考えております。それに伴って契約の締結時期につきましては、来年10月の予定から来年の12月に変更したいと考えておるところであります。また、施設の供用開始の時期につきましても、平成28年12月から平成29年4月に変更するものであります。

②の事業者へのアンケート及び意見聴取について、どのような意見があったのか。また、どのような回答や検討事項、変更等があったのかとの御質問であります。実施方針に対する事業者からの質問と意見の数につきましては63件ありました。質問の主な内容につきましては、スラグ等の売却収入に関すること、入札参加要件に関すること、仙南

最終処分場の延命化に関すること等があり、実施方針において詳細の説明がしきれていないものについての確認的な質問が多く、回答としましては、今後、入札公告時に詳細の内容を示すこととして回答しております。なお、この質問回答につきましては11月12日に組合ホームページに公表をしているところであります。

③の今後、議会への説明や意見聴取を図ろうとしているのかの御質問であります。去る12月25日の議員全員協議会でも御説明したとおり、現在、施設を整備するうえでの発注仕様書となります要求水準書の案をお示ししております。今後、8月に入札、提案書の受付を行い、10月には落札者を決定し、基本協定を締結した後に、仮契約を締結して12月には本契約の議決をいただきたいと考えておりますので、要求水準書（案）に関する御意見や入札公告や本契約締結の時点等において御意見をいただければと考えておるところであります。

以上です。

○議長（海川正則君） 4番谷津睦夫君。

○4番（谷津睦夫君） では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の家庭ごみ有料化についてでございます。先ほども第1回目の質問で述べましたとおり、この広域議会に臨むにあたっては、角田市議会の議員協議会というところでですね、私も答弁側のほうに座って、各議員から質問を受ける中でこの通告も作っているということでございます。

その中でですね、先ほど菅原議員のほうからも出たとおり、現場感覚というものをかなり追求されました。それはどういうことかということ2点、あえて申し上げればですね、一昨日の助役さんの答弁にもあったんですが、使い切ることが前提だということ、これを100%否定はしないんです。しかし、7月1日から10月末日まで経過措置もとった、これはこれで評価してるんです。しかしながら、例えば、流通のほうで考えていただきたいんですが、じゃ7月1日で売り切れるようにしていれば、その4ヶ月間は、その消費者、お客様が来たときに、ないんですというふうなお断りはできないんですよ。そのために、やはり一定の量を仕入れざるを得ないんです。その間に、両方使える、販売できるような、徐々にスライドしていくような状態になっていればですね、問題はなかったんですが、その期間という部分が、どうしても…。私のところでは、68ロット廃棄処分をしてですね、産業廃棄物として、経費として計上して捨てたわけなんですね。この中では、ごみ減量化する袋がですね、ごみになっているという部分が非常に矛盾を感じながらも、私も広域議員ですから協力しようという思いでですね…。（「資源ごみになっているんじゃないの」の声あり）

販売する側ですよ、それは…。でそのような処置をしたというふうに御理解していただきたいと思います。

それと、実は、9月に角田市においてはですね、職員を対象にアンケートをとりまし

た。実際、ごみ袋どれくらい残っているんですか、そうすると色んな答えがでました。それを統計学的に推測して、角田市の戸数でやるとですね、約21万枚が余っているだろうというふうに想定したわけです。結果、その中の80%の17万5,000枚が角田の中で、まだ埋もれているだろうということで、環境保全対策事業として、皆さん御案内のとおり、175万円の追加補正を組んでですね、少なくとも、広域の決まった日にちを守るような取組みとして、角田市の取組みをやったわけです。

その中でですね、やはり、我々もない頭を絞ってですね、創造力を活かして、少なくともその17万5,000枚を何とかしなくちゃいけない。やはりそれを11月1日以降ですから、何とかして有効に使える方法はないかということで知恵を絞ったのがですね、家庭ごみと事業系ごみという部分に分別したと。事業系ごみ、言い方かえれば市の施設でですね、使用するものを…。事業系ごみですから、その袋を事前に前倒しして買おうというものの考え方で交換という制度を作ったわけです。それが175万という一つの予算です。これは、角田市として広域が決めた11月1日から完全実施という部分を守るがための、これは議会からの発議でもあったんです。発議というより修正はかけてないですけど、大変辛かったのは大友市長だと思いますけど、それを認めなければ、今回の補正も認めないよというくらいの姿勢で議会は臨みました。なぜかという、先ほど管原議員さんも言ったようにですね、使い切ることの努力はしたものの、現場には余っているというのは事実なんです。その中で唯一有効に使っているのは、農家の人が白菜入れたり何かしてようであります。その分が8割という計算をしているんですけどね…。

そういう意味では、仙南広域で何かしようと、今更変えられないというのも私も理解できます。でも、管原議員さん言うように、現場に何とか救いの手を延べるということは、私は必要なんだろうと、管原議員さんと同じような考えでいます。そういう意味では、構成する首長さん方の各自治体において、もう一度真剣に、その余っているものを何とかしようという議論をなさったほうが、私は得策なんじゃないかなというふうに思えるんです。

ぜひね、決して角田市が取り組んだから言っているわけじゃなくてですね…。

というのは、理事長さんも御存じのとおり、角田市の区長会から請願があがりましたよね、もう少し何らかの措置をとってくれと…。しかし、理事会の統一した見解として、原則どおりという回答、それはそれでうちらも守ろうとしたわけですよ。しかしながら、先ほど、隣接の部分を知っている意味で言えば、はたして、本当に他の市町がですね、本当にこう守ろうと、また、守れる環境にあったのかという問題があったということです。簡単な話し、私も調査しました。2市7町ですね、親戚なり知人に電話して、お膝元の白石にもかけました。どうなってる、守っているか、守れるわけないべということでした。誰が言ったとかという問題じゃないですよ。そういう部分じゃなくて、そういう市民の声を聞いた時に、やっぱり今回、七ヶ宿の管原議員さんからも質問が出るよ

うに、私からも出るようにですね、やっぱり何らかの、この経過措置の中で、もう一手打つ必要があったんだろうなという感想もあったんです。そのへん、広域としては、もう統一見解だという部分では分かりますが、もう一步踏み込んだ、住民の目線に立った部分というものを、現段階で理事長の中であればですね、それについてお伺いしたいなというふうに思います。

次に、2点目の部分でございます。これ25日にですね、助役さんのほうから、この前の説明会でいただいてですね、先ほども質問で言ったとおり、本当に議会に対して説明しようとする形は、私は感謝してるんです。そういう意味では大変ありがたいなというふうに思うんですが、今回の事業で理事長さんもお分かりのとおり、最終処分場の延命化という部分が最大の目的だと思うんですね。それを行うためには、スラグの有効活用をしなくちゃいけない、これが2市7町の統一見解をしていかなければいけない。その中には、今の現行の中で、放射性物質をいかに除去できるか、いかに低減できるか、スラグの中にですね、そういうようなものも一つの査定基準になくってはならない。これは、この間申し上げましたけれど、議会として色んな思いがあるわけです。

せっかくですから、いいものを造りたい、それ相応の金額ですから、それをやはり後代にですね、指を指されないためにも、議会の私も柵席にいる人間としてですね、やはり、20年後30年後のですね、あの時の選んだ事業方式、または機種、またはそういう部分が今、この世の中に役立っているというようなことをやりたいわけですよ。

そういう意味ではここに載っておりますが、今後、入札公告の間までにですね、議会の意見を聞きますよという部分がありまして、議長、副議長入れた四者会談でも申し入れもあったしですね、ぜひ、議会の声も聞いてですね、そして全国に誇れるような施設という部分を目指したいなと思うんですが、このへんの所見もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

まず1点目の件でございますが、これも先ほど来から管原議員のほうにお答えをさせていただいてますとおり、震災前からですね、決定をして動いている。各市町で住民説明会を、もうその時点から行っているはずであります。その周知を、各市町で徹底をしていたのではないかなというふうに思っているところであります。

それによりまして、使い切れるかどうかというのは出てくるだろうと…。今年の6月1日からは、新たなごみ袋も販売しているわけですから、その時に切り替えをさせていただくというのが、我々の当然の感覚であります。ですから、住民にその袋を使い切っていただく、本当にこれは各市町で大変御苦労して説明会をして行ってきたと考えてるところであります。

ですから、1つのものを決めたときに、やはりルールを決めたら、谷津議員が言うよ

うに、みんなで守っていただかないと、こればかりは、やはり仙南広域としてのやる部分としては、大変、大きな根幹に携わりますので、これからも御協力方をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

大きな2点目のですね、本当、スラグの活用というのは、実は今後、大きな問題になろうと私も思っております。スラグにした分を再利用するにはどうしたらいいか、道路を作ったときに敷いてもらうのを義務化をするとか、例えばですよ、あくまでも例えばの話ですから…。そういうようなやり方をして、再利用を考えるためには、当然、検討はしていかなければならないというふうに思っております。

または、今言われたとおり、私どもも後生にいいものを造ったと言われるように、今後もやはり、当然議会の皆様の御意見を聞きながら検討をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（海川正則君） 4番谷津睦夫君。

○4番（谷津睦夫君） 前向きの答弁、ありがとうございました。

1件だけ、決して私、仙南広域のですね、家庭ごみ有料化の取組みを批判しているわけではないんです。一生懸命やってきたっていう、ここに私、パソコンで打ち出してきて理事会はじめ経過をやってきたんです。経過措置4ヶ月を入れて13ヶ月間、延長してきたという部分は、先ほども言ったように評価してるんです。

しかしながら、現実として何でこんなに問題が起こるんだろうというのは、実際問題、家庭にあるということです。先ほど角田市の推測は、17万5,000枚だと言ってるわけです。これが、どれくらい回収できるかは分かりません。しかし、それを事業系、役所の部分で、先ほども言いましたけど活用して出していくという、そして市民の皆さんは交換した袋で徹底していくというような一つの知恵だったんですよね。そういう意味では、これがいいとはいいいませんが、管原議員さん言ったように、やっぱり現場で問題起こっている。何とかこのへんをですね、理事会で、もう一度ちょっと…。

なにも仙南広域の見解を変えなさいと言っているわけじゃない。現場でやれることを再度検討できないでしょうかという部分を最後に…。何できるところでは答弁できなくても、一度、やっぱり検討するかしないかですね、そのへんをちょっとお伺いしたいなと思っております。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

今、現時点でですね、例えば、2市7町で問題のないところの町もあるわけですよ。それを今さら元に戻すということは、理事会としてはあり得ないというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 以上で、4番谷津睦夫君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

11時40分まで、休憩いたします。

午後11時29分 休憩

午後11時40分 再開

○議長（海川正則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 第27号議案 消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決
を求めることについて

○議長（海川正則君） 日程第5、第27号議案消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長

○理事長（風間康静君） 第27号議案消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

この件につきましては、去る3月29日の第210回議会臨時会において、機器製作等の材料調達が困難であるとの理由により、平成24年3月31日までの工期を平成24年12月31日まで延期する議決をいただき、平成24年10月30日の第212回議会定例会の行政報告でその後の進捗状況について御報告を申し上げたところでございますが、再度、請負業者より東日本大震災に伴う復旧工事による人手不足のため、期限までの工事完了が困難であるとの理由により完成期日の延期申請が提出され、理事会としてやむを得ないものと認め、申請どおり、平成25年3月15日まで延期する変更契約を締結しようとするものです。

なお、詳細については消防長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 消防長。

○消防長（大松敏二君） それでは、ただ今の提案理由につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の東日本大震災に伴う消防救急無線災害復旧工事につきましては、御存じのとおり、無線設備工事とそれから無線施設工事、この2本立てとなっております。無線施設工事につきましては、10月の議会定例会においても御報告申し上げておりますけれども、白石市の雨塚山、大萩山、それから柴田町の太陽の村、そして川崎町の支倉、丸森町の離森地区に建設しております5カ所の無線基地局建設工事につきましては、既に工事を完了しております。

今回御提案しております無線設備工事でございますが、無線基地局及び消防車両に無線機器を設置するための工事でございます。この工事につきましては、先ほど理事長か

ら提案理由の説明にもありましたとおり、本年3月31日までの工期を3月の議会臨時会において、今年いっぱい延期することとして御承認をいただき、現在、工事を進めているところでございますが、この度、請負業者より東日本大震災に伴う復旧工事による人手不足のため期限までの工事完了が困難であるということで、完成期日の延期申請がありましたことから、平成25年3月15日まで工期を延期いたそうとするものでございます。

なお、現時点における工事の進捗状況でございますが、5ヵ所の無線基地局への無線機器の取付け作業は、全て完了しておりまして、現在は、消防車両への無線機器の取付け作業を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第27号議案消防救急無線設備災害復旧工事変更契約の議会の議決を求めることについてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立総員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第28号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

第29号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）

○議長（海川正則君） 日程第6、第28号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）及び第29号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 第28号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）及び第29号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）の2議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,684万3,000円を減額し、予算の総額を46億7,931万8,000円にいたそうとするもの

であります。

補正の内訳を性質別に申し上げますと、まず、人件費で1,378万7,000円の減額。主に、職員の年度中途での退職あるいは病休による休職発令によるものであります。

物件費では670万8,000円の減額。家庭ごみの有料化に伴う有料指定袋の製造、保管、配送のための委託料が、入札により大幅に減額となった一方、介護保険課では、法改正に伴う審査会資料作成支援システムプログラム変更委託料、衛生関係では、使用済乾電池運搬・処理委託料、廃プラスチック運搬処理委託料で増となっております。

維持補修費では、713万2,000円の減額。衛生費関係、消防費関係の工事発注残額を減額しております。

普通建設事業費では、1,870万2,000円の減額で、仙南リサイクルセンターのクレーン設備改造工事、ホイルローダー購入費、角田衛生センターし尿処理施設改造工事、消防では消防車両購入費の入札残のほか、消防出張所3ヵ所の庁舎建設関連で、668万4,000円の減額が主なものであります。

積立金では、し尿処理施設分として350万円を財政調整基金に積み立てるほか、総務、消防及び教育と合わせて、計472万円を追加いたします。

その他、補助費等及び公債費で増減が生じております。

一方、歳入では、使用料及び手数料で、1億790万2,000円を追加しております。これは、主に家庭ごみ有料化による増収分が8,639万9,000円、各センターのごみ処理手数料で2,075万円が増収となったことによるものです。

財産収入では、1,405万6,000円を追加しておりますが、仙南リサイクルセンター、大河原衛生センターの資源回収物売払代で増収となったことによるものです。

繰入金では、所属により若干の増がありますが、物件費の減や委託、工事の入札執行残を考慮し、充当予定の基金繰入金の見直しを行い、全体として1,900万円を減額しております。

諸収入では、予てから御報告しておりますように、亘理名取共立衛生処理組合からの一般家庭ごみの焼却処理に伴う負担金を、本年9月いっぱいまで見込んでおりましたが、同組合での復旧工事が進捗し、7月13日をもって搬入終了したこと等により、974万7,000円を減額したものであります。

組合債では、総額で230万円を減額しております。衛生債では380万円の減額、消防債では150万円の追加となっております。

国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金で1,007万8,000円、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で263万2,000円、計1,271万円の追加となります。（仮称）仙南クリーンセンター建設調査費、仙南最終処分場の延命化基本設計委託料及び各センターの放射能測定委託料に充当する財源でございます。

これらの結果、市町の負担金においては、1億4,005万3,000円の減額となっております。

す。家庭ごみ有料化に伴う増収分が大きく影響しております。また、徴税费及び衛生費では、前年度の実績割の精算、消防費では基準財政需要額の精算をあわせて行い、歳入歳出の調整を図るため、予備費に541万3,000円を追加するものであります。

次に、第2表債務負担行為補正では、現在、契約を締結しております委託業務が満了となるため、改めて委託契約を締結しようとするもので、内容は、仙南リサイクルセンター及び大河原衛生センターの施設運転管理委託で、平成28年度までの実質4年間で、限度額はそれぞれ4億984万9,000円、2億4,552万3,000円であります。また、有料指定袋製造保管・配送委託契約については、期間を1年間としており、平成25年度分について、改めて契約締結することとなり、限度額は5,591万円であります。その他、平成25年度で予定しております仙南リサイクルセンターのペットボトル減容設備改造工事については、オーダーメイド設備であるため工事期間に1年近くを要することから、限度額を3,784万1,000円として追加するものであります。なお、これら債務負担行為の追加に関して、平成26年4月から8%、平成27年10月以降については10%の消費税及び地方消費税を織り込んでおります。

次に、第3表地方債補正では、先ほどの組合債の項目で申し上げましたように、衛生施設整備事業、消防施設整備事業でそれぞれ金額が変更となり、合計で230万円の減額となっております。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に87万6,000円を追加し、予算の総額を1億3,957万7,000円にいたそうとするものであります。

補正の内訳では、まず人件費で、480万1,000円の減額で、人事異動及び育児休業取得者の関係です。

物件費では、183万2,000円の追加で、光熱水費で減となった一方、燃料費、施設修繕料で増となったことによるものです。

補助費等では、32万4,000円の追加で、財団法人地域創造からの助成金を財源とする実行委員会負担金の増が主なものであります。

積立金では、財政調整基金から生じた利子収入を同基金に積み立てるものであります。

一方、歳入においては、事業収入、財産収入において若干の増減が生じているほか、諸収入では、財団法人地域創造からの助成金で32万6,000円、前年度分の消費税還付金で61万1,000円が増となり、歳入歳出の調整を図るため、予備費において351万9,000円を追加いたしております。

次に、第2表債務負担行為補正では、現在契約を締結しております施設管理業務委託料及び舞台設備操作維持管理業務委託料が満了となるため、改めて平成29年度までの契約を締結しようとするもので、限度額はそれぞれ5,067万8,000円、8,455万2,000円とし、平成26年4月以降の消費税及び地方消費税については、一般会計と同様の取扱いとして

おります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

○企画財政課長（阿部和之君） それでは、理事長の命によりまして、詳細説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第3号）です。補正予算書の8ページ、9ページお開きいただきたいと思います。

歳入、1款分担金及び負担金です。1項1目の市町負担金で1億4,005万3,000円の減額となっております。市町負担金内訳書のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、柴田斎苑で50万円の市町負担金の追加となっております。これは、10月補正予算で暖房機、ブルーヒーター3台を購入した関係で、暖房用灯油の購入量の増、また、火葬件数が増えたことによりまして、火葬用灯油の使用量が増えたことによりまして、歳出経費が追加となり、50万円の市町負担金の追加となったものでございます。

続きまして、リサイクルセンターでは1,700万円の減額となっております。これは、家庭ごみ処理手数料を含む手数料収入が657万2,000円の増収となったこと、それと財産収入で容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金800万7,000円の収入があったことに加え、資源回収物、鉄とアルミと雑鉄の回収量が増えたことによりまして、物品売払収入が1,285万3,000円の増収となったことにより、市町負担金を1,700万円減額いたしております。

続きまして、仙南最終処分場では600万円の減額となっております。これは、今年度発注いたしました延命化基本設計委託料1,470万円が補助の対象となりまして、その3分の1にあたる490万円の循環型社会形成推進交付金収入があったこと、それと放射能測定に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金11万4,000円が交付されたことに加えまして、歳出の委託料、工事請負費の発注残の減額等によりまして、2目のじん芥処理費で101万1,000円の減額となったことから、市町負担金を600万円減額するものでございます。

続きまして、角田衛生センターでは6,500万円の減額となっております。これは、家庭ごみ処理手数料を含む手数料収入が6,590万7,000円の増収となったこと、それと放射能測定委託に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金125万9,000円が交付されたこと、歳出のほうでは、家庭ごみ有料化に伴いまして、ごみ質の変化により、消石灰、助燃バーナーの使用の増、また、送風機の運転時間が増えたことによりまして薬品代、燃料費、光熱水費等で1,500万円ほど増額となっておりますけれども、清掃費全体で637万7,000円の減額、予備費を715万5,000円減額したことによりまして、財政調整基金繰入金の減額を行うとともに、市町負担金を6,500万円減額するものでございます。

続きまして、大河原衛生センターでは3,200万円の減額となっております。これは、家

庭ごみ処理手数料を含む手数料収入が3,565万6,000円増収となったこと、放射能測定委託に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金125万9,000円が交付されたこと、それから理事長の提案理由にもありましたが、互理名取共立衛生処理組合のごみ処理費用負担金で大河原衛生センター分といたしまして948万円の収入の減額となりましたけれども、歳出の清掃費全体で1,181万9,000円の減額となったことにより、市町負担金を3,200万円減額するものでございます。

(仮称)仙南クリーンセンターでは、2,055万3,000円の減額となっております。これは、PFI可能性調査及び生活環境影響調査他委託、地質調査委託、施設整備計画支援業務委託が補助の対象となり、循環型社会形成推進交付金517万8,000円が交付されたことに加え、歳出の清掃費で発注残を減額したことによりまして252万円の減額、それから予備費を1,285万5,000円減額したことによりまして2,055万3,000円の減額をするものでございます。

その他につきましては、理事長の提案理由にありましたように前年度の実績割の精算、それから消防のほうの基準財政需要額の精算をあわせて行っております。

また、先日の補正予算の説明会で、家庭ごみ有料化事業に伴う構成市町の負担金の軽減額がどの程度になっているのかというような質問がございましたけれども、現段階では、まだ年度中途の数字ですので、こちらのほうは確定した時点で報告のほうをさせていただきたいと考えております。

続きまして、歳出予算の追加補正の主なものを説明いたします。26ページ、27ページお願いします。

3款民生費、1項1目の介護保険費の13節委託料で260万8,000円を追加いたしております。これは、法改正に伴いまして資料作成支援システムのプログラム変更が必要となったためのものでございます。

続きまして、32ページ、33ページお願いします。

4款衛生費、1項2目の環境衛生費の15節工事請負費ですけれども、あぶくま斎苑で少量危険物保管庫設置工事を追加いたしております。これは、大規模災害に備え備蓄用燃料の保管庫を設置するものです。当初では、車庫を改造しまして修繕で行う予定でございましたけれども、消防法上の問題があるため工事請負費といたしまして保管庫設置工事を追加するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページお願いします。

一番上になりますけれども、衛生費、2項1目の清掃総務費ですけれども、柴田衛生センターで350万円の財政調整基金の積立てを行っております。これは、平成25年度に行うし尿処理施設改造工事、沈砂除去装置設置工事に充てるため、今回積立てを行うものでございます。

同じページの2目じん芥処理費の13節委託料ですけれども、上から4行目になりますが、

仙南リサイクルセンターの使用済乾電池運搬・処理委託料で追加補正のほうを行っております。これは、使用済乾電池の搬出が可能となったことによりまして、2ヵ年分の処理を委託するため、当初予算に計上しておりました50トンに、約61トン分の運搬処理経費を追加するものでございます。

その4行下になりますけれども、廃プラスチック運搬処理委託料におきましても追加補正を行っております。これは、家庭ごみの有料化によりまして資源化が向上し、廃プラスチックの回収量が増えたことにより当初予算に計上していた200トンに約250トン分の運搬処理委託料を追加するものでございます。

続きまして、40ページ、41ページお願いしたいと思います。

家庭ごみ有料事業費について、説明させていただきます。12節の役務費の証紙売りさばき手数料です。これは有料指定袋の売払いに係る5%の手数料になりますけれども、歳入の増加に伴いまして609万4,000円の追加補正となっております。次に13節委託料です。有料指定袋製造保管・配送委託料で2,600万円ほどの減額となっております。製造枚数は当初の見込みよりも100万枚ほど増えておりますけれども、入札によりまして製造単価等が安くなったことにより減額するものでございます。

続きまして、補正予算書の4ページお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為の補正になります。こちら、4件の債務負担行為の追加しておりますが、仙南リサイクルセンターと大河原衛生センターの施設の運転管理委託について、若干説明させていただきたいと思います。仙南リサイクルセンターに係る施設の運転管理委託の委託内容につきましては、現在の委託内容と変更はございませんけれども、大河原衛生センターの委託内容につきましては、これまで夜間のみの8時間の運転管理を委託しておりましたけれども、平成25年度から施設の運転管理16時間全てを民間委託するものでございます。また、この仙南リサイクルセンターと大河原衛生センターの施設の運転管理委託につきましては、平成28年度までの委託となっておりますけれども、仙南クリーンセンターの稼働時期にあわせまして、平成28年度まで委託するものでございます。

以上が、一般会計の12月補正予算です。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）ですけれども、理事長の提案理由のとおりですので、詳細説明は省略させていただきたいと思います。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

12時を過ぎているんですが、このまま継続してしたいと思いますが、お諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） では、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「はい」の声あり）8番管原研治君。

○8番（管原研治君） 質問したいんですけども、まず今回のごみ有料化で予想以上の収入が生じたと、この件について各市町の負担金で低減を図っていくということで御説明がありました。それは各市町の、その割合は今のところは年度中なので明確には出てこないという御説明でしたけれども、しかれば、その各市町の負担金とそのごみ有料化に伴って発生した収益を、負担金から減額するというそういうような申し合わせ、そういった明文化されたもの、どの時点でそういうふうな対応をするというふうなことで、今回、予算補正が組まれたのか…。

というのは、このごみの有料化は、もちろん各家庭からの減量若しくは、今後（仮称）仙南クリーンセンターそういったものが予定されるそういう前提のもとで、今回、実施したわけです。であれば、今後、（一聞き取れず）ような事業費あるいは地域対策費、（一聞き取れず）ようなそういった地域対策費が当然、各市町、（一聞き取れず）含めて理解をしていると思うんですけども、そういったところに限定した使い方として、基金として、この売上金を負担金から軽減させないで、基金として積み立てておくことが望ましいのではないかというふうな観点から、どの時点でこの負担金から減額を図るということになったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（海川正則君） 岩間助役。

○助役（岩間利裕君） 管原議員の御質問にお答えをいたします。

ごみ有料化に伴う各市町の負担金の軽減ということは、先ほど理事長の一般質問の御答弁でも申し上げたとおり、平成17年度から各市町の担当課長会議等を開いてまいりまして、基金で積み立てるとかですね、色んな案があるというところの中で、やはり各市町のごみの問題等があつて、負担金の軽減をしようということが最終的に決まったということで、これは、先ほど一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、平成22年の12月の理事会で決定をしていただいて、23年の2月の議会でも御報告をいたしまして、議員の皆様方に提案を申し上げ、その前の議員全員協議会でも御説明を、確か申し上げていると思います。

そういった中で、各市町の負担金を軽減するということで、それが、さらに大震災によって延期がされたということで、現在にいたったところで（一聞き取れず）ということとして取り扱ったものでございます。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 8番管原研治君。

○8番（管原研治君） 改めて、私の認識不足なのかどうか、ごみの有料化に伴う収益、これは各市町の負担金から減額をするというふうなことで、それを前提にスタートしたということなわけですね。再確認をさせてください。

○議長（海川正則君） 助役。

○助役（岩間利裕君） 管原議員の御質問ですが、前提ではなくてですね、負担軽減され

た分で、不法投棄対策等の広域として取り組んだほうがいいんじゃないかという御意見も…。ただ広域には、そういった不法投棄対策というよりも、ごみ焼却という処理を広域をお願いをしてるということで、各市町でそういったものはやるというその取り組みについては、そういった軽減された分から、各市町で取り扱っていただくというようなことを含めてですね、各市町でその負担軽減分については、色々使途といいますか、そういったことをお考えになってやるということで決定をして、こういった取り組みをしているということでございます。

○議長（海川正則君） 他に質疑はありませんか。（「はい」の声あり）6番馬場勝彦君。

○6番（馬場勝彦君） 1点だけ、質問させていただきたいんですが、予算説明会の時に若干、説明していただいた件に関連するんですが、補正予算書の23ページのほうに今回、管理職手当の補正で、先般、この内容については説明をいただきました。

これで若干気になったのは、今回の計上は、派遣の管理職に対するものであります。それが減額の％が戻った、これはこれで理解したんですが、しからば、当組合の管理職に関しては、確か規則か何かで定められた定額が、私の記憶が間違ってたら大変申し訳ないんですが、100％支給されてなかったような記憶があったので、そのへんについて、ちょっと再度、確認をさせていただきたいなと思います。

○議長（海川正則君） 総務課長。

○総務課長（佐藤克也君） ただ今の馬場議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当組合の管理職手当の額につきましては、職員の給与の規則、こちらのほうで定めております。現在の金額を申し上げますと、一例を申し上げますが、会計管理者あるいは総務課長につきましては、規定上は5万1,900円の金額になっておりますが、これの40％をカットいたしまして、実際の支給額は、3万1,200円というふうな支給額になっております。その他の課長あるいは参事、技術参事、衛生センター所長等につきましても、同様に40％をカットしまして、支給をしておるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 6番馬場勝彦君。

○6番（馬場勝彦君） 今の説明である程度は納得したんですが、構成市町全て財政が豊かなわけじゃないというのは十分理解しておりますが、やはり今後ですね、このまま果たして続けていくことがいいのか、やはり構成2市7町の動向を踏まえながらですね、ある程度規則を定めているのであれば、それに準じた会計という部分は、本来は必要ではないかと私なりにそう考えますが、今すぐどうのこうのではなく、やはりそれに沿うような形で、今後検討する考え方を持っているか、理事長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） お答え申し上げます。

これはもう当然のように、馬場議員の言うように、検討はしていかなければならないというふうには思っておるところであります。

以上でございます。

○議長（海川正則君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第28号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立総員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（海川正則君） これより第29号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立総員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議が全部終了いたしました。

これをもちまして、第213回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 0時15分 閉会